

処 分 基 準

平成 17 年 4 月 1 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 51 条の 13 第 2 項
処 分 の 概 要 : 駐車監視員資格者証の返納命令
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第 14 条
処 分 基 準 : 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第 51 条の 13 第 2 項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して同資格者証の返納命令の適否を判断する。 ここで同項第 3 号に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。
問 い 合 わ せ 先 : 静岡県警察本部交通指導課
備 考 :